

# 一般財団法人 山口県社会保険協会会費規程

第1条 定款第6条の会費は、この規程の定めるところによる。

第2条 前条の会費は、別表のとおりとする。

第3条 会費は、当該年度の前年11月30日（以下「基準日」という。）現在の被保険者数により算定するものとする。

2 基準日以降において会員になった者の会費は、入会の日における被保険者数より算定するものとする。

第4条 会費は、毎年4月又は会員となった都度、納入通知するものとする。

2 前項の会費は、通知を受けた翌月の末日までに納付するものとする。

第5条 納付された会費は、返還しないものとする。

第6条 この規程の変更は、理事会の決議を要する。

## 附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 別 表

一般財団法人山口県社会保険協会会費負担表

被保険者区分	会 費 年 額	被保険者区分	会 費 年 額
10人未満	3,000円	300人～399人	19,000円
10人～19人	6,000円	400人～499人	21,300円
20人～29人	8,500円	500人～599人	23,600円
30人～49人	10,600円	600人～699人	28,200円
50人～99人	12,600円	700人～799人	32,900円
100人～199人	14,600円	800人～899人	37,500円
200人～299人	16,700円	900人以上	42,100円